

平成 28 年 5 月 25 日

各 位

> 会 社 イマジニア株式会社 名 代表者の役職名 代表取締役会長 兼 CEO 神藏 孝之 (コード番号: 4644・JASDAQ)

> 問い合わせ先 締 役兼 CFO 中根 昌幸 取

> > (TEL: 0.3-3.3.4.3-8.9.1.1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月25日開催の取締役会において、以下のとおり、平成28年6月24日開 催予定の第39回定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしました ので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、 取締役会の監督機能を強化し、透明性の高い経営を実現し、コーポレートガバナンスの一層の充 実を目的として、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行および役員等の人事に関するお知 らせ」のとおり、監査等委員会設置会社へ移行することにしました。監査等委員会設置会社移行 に必要な定款の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。	(下線部分は変更箇所を示します)
現行定款	変更案
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほ	第4条 (現行どおり)
か、次の機関を置く。	
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) 監査役会	(削除)
(<u>4</u>)会計監査人	(<u>3</u>) 会計監査人
第5条~第17条(記載省略)	第5条~第17条(現行どおり)
(員数)	員数)
第18条 当会社の取締役は、10名以内とす	第18条 当会社の取締役 (監査等委員である
る。	取締役を除く。)は、10名以内と
	する。
(新設)	2. 当会社の監査等委員である取締役
	は、4名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任す	第19条 取締役は、監査等委員である取締役
る。	とそれ以外の取締役を区別して、株
	主総会において選任する。
(任 期)	(任 期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に	第20条 取締役 (監査等委員である取締役
終了する事業年度のうち最終のもの	を除く。)の任期は、選任後1年以

に関する定時株主総会の終結の時まで とする。

(新設)

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表 取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条(記載省略)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日 前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対 して発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮するこ とができる。
 - 2. 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
- 第 24 条~第 25 条 (記載省略)

(新設)

(報酬等)

第<u>26</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財 産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 27 条 (記載省略)

第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (新設)

- 内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。
- 2. 監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
- 3. 補欠として選任された監査等委員で ある取締役の任期は、退任した監査 等委員である取締役の任期の満了 の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除る。)の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条(現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日 前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで取締役会を 開催することができる

第24条~第25条(現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議 によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決 定の全部又は一部を取締役に委任 することができる。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける 財産上の利益(以下、「報酬等」と いう。)は、株主総会の決議によっ て監査等委員である取締役の報酬 等とそれ以外の取締役の報酬等と を区別して定める。

(取締役の責任限定契約)

第28条 (現行どおり)

第5章 監查等委員会

(監査等委員会の権限)

第29条 監査等委員会は、法令に定めのある

(新設)

(新設)

(新設)

(員 数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法)

- 第29条 監査役は、株主総会において選任す る。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
 - 2.任期の満了前に退任した監査役の補 欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了す る時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤 の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日 前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。
 - 2. 監査役全員の同意があるときは、招 集の手続を経ないで監査役会を開催 することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は 本定款のほか、監査役会において定 める監査役会規程による。 事項を決定するほか、その職務遂行 に必要な権限を行使する。

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって 常勤の監査等委員を選定すること ができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3日前までに各監査等委員に対し て発する。ただし、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮すること ができる。
 - 2. 監査等委員全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査等 委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項について は、法令又は本定款のほか、監査等 委員会において定める監査等委員 会規程による。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、監査役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、法令が規定する額とす る。

第 <u>36</u>条~第 <u>39</u>条 (記載省略) (新設) (削除)

(削除)

第<u>33</u>条〜第<u>36</u>条 (現行どおり) 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置) 平成28年6月開催の第39回定時株主総会に おいて決議された定款一部変更の効力発生日 以前の社外監査役(社外監査役であった者を 含む。)の行為に関し、会社法第427条第1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約 については、なお、同定時株主総会決議によ る変更前の定款第35条に定めるところによ る。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成28年6月24日 平成28年6月24日

以上